

“返済不要”の助成金を活用して“労働環境等の改善”に取り組むことができます

キャリアアップ助成金 (健康診断制度コース)

有期契約労働者等を対象とする、法定外の健康診断制度を新たに規定し、延べ4人以上実施した事業主に対して助成されます！

受給できる事業主 ※下記以外にも、雇用関係助成金共通の要件などいくつかの受給要件があります。

次のいずれにも該当する雇用保険の適用事業所の事業主

- 【1】「有期契約労働者等のキャリアアップに関するガイドライン」に基づき、キャリアアップ計画（※1）を作成し、都道府県労働局長の認定を受けること
- 【2】労働協約または就業規則の定めるところにより、有期契約労働者等に関して、法定外の健康診断制度（※2）を新たに設け、述べ4人以上に実施したこと（一定の条件あり）
 - ※1 有期契約労働者等のキャリアアップに向けた取り組みを計画的に進めるため、①対象者、②目標、③期間、④目標達成のための事業主が講ずる措置等を予め記載したものです。
 - ※2 実施が義務付けられていない有期契約労働者等を対象とする雇入時健康診断制度もしくは定期健康診断制度、または有期契約労働者等を対象とする人間ドック制度

受給内容

28万5,000円<36万円>（38万円<48万円>）

※<>内は生産性の向上が認められる場合の額

※（）内は中小企業事業主に対する助成額

※1事業所当たり1回のみ

取り扱い機関

労働局、公共職業安定所